

雇用関係及び社会保険等への加入の確認について

雇用関係の確認

次の①及び②に該当がある場合は下記の書類を添付してください。

- ①経営事項審査の際に添付した「技術職員名簿」にその後追加した技術者がある場合（あらかじめ送付された「技術者・現場代理人名簿」に印字されている場合を除く）
- ②「技術者・現場代理人名簿」に現場代理人としてのみ記載される方がいる場合（既に現場代理人として名簿に印字のある方も提出が必要）

【健康保険（社会保険）の適用事業所の場合】

次の①から③のいずれかを提出してください。なお、事業所名の記載がない場合は、雇用保険被保険者証の写し等を併せて提出してください。

- ①保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し
- ②マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルを印刷したもの
- ③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

【健康保険（社会保険）の適用事業所以外の場合】

次の①又は②のいずれかを提出してください。

- ①ア及びイ
ア雇用保険被保険者証などの雇用保険の加入を証する書類の写し
イ住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し
- ②所属先事業所名記載のある国保組合の資格確認書

注意：提出された内容により雇用関係の確認ができない場合は、その他の書類の提出を求められることがあります。

社会保険等への加入の確認

加入義務があるにもかかわらず社会保険等に参加していない者又は加入する予定が無い者は、入札参加資格審査申請をすることができません。

入札参加資格申請時に社会保険等への加入の有無を次のとおり提出書類『経営事項審査結果通知書』で確認します。

- ・雇用保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。
- ・健康保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。
- ・厚生年金保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。

【経営事項審査を受けた後に加入した場合】

下記の追加書類を提出してください。

【申請時には未加入で、令和8年3月31日までに加入する者】

「社会保険等加入に係る意思表示書」を提出してください。

また、令和8年3月31日までに下記の追加書類を提出してください。

※追加書類

下記の1、2どちらも提出してください。

- 1 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：(1)～(5)のいずれか(写し可)
 - (1) 保険料納付に係る「領収証書」
 - (2) 保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
 - (3) 保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
 - (4) 「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」
 - (5) 加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（提出先での受付済印）

- 2 雇用保険の加入の確認書類：(1)及び(2)又は、(3)、(4)のいずれか（写し可）
- (1) 「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - (2) (1)により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
 - (3) 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」（事業主通知用）
 - (4) 雇用保険適用事業所設置届出事業主控（提出先での受付済印）